

千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議の設置について

1 設置の目的

令和6年1月24日、千代田区立お茶の水小学校・幼稚園の改築に伴う空調設備工事及び給排水衛生設備工事の契約締結手続に際し、事業者に入札情報を漏らしたとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)に違反した容疑で、元千代田区議会議員及び元千代田区職員が逮捕された。

これを受け、今後の区の本件不正行為に類似する行為の再発防止対策等に対し、有識者の意見を聴取するため。

2 委員会について

(1) 構成

学識経験を有する者その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱する5名以内の委員をもって構成する。

なお、座長は、委員の互選により選任し、副座長は、委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。

(2) 検討事項

- ① 本件不正行為に類似する行為の再発防止対策に関すること
- ② 千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会における検討内容に関すること
- ③ 前号に掲げるもののほか、本件不正行為に関し区長が必要と認める事項に関すること

3 検討方法及び期間

今回発覚した不正行為について、千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会における検討内容等について、専門的な視点から意見交換を行い、期間は有識者会議の結果を区長に報告する日までとする。